概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十二	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条）
	内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
	最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 2　日本国は、日本国における農地の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 （注）　この項において、第八・七条の規定に基づく義務は、日本国における農地の取得に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保することのみを目的として記載される。日本国においける農地の取得に関しては、同条の規定に基づく義務に適合しない措置のみを課することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条、第三条、第六条及び第七条

十三	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
	内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
	最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
	経営幹部及び取締役会（第八・十条）
	特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに、公共の目的のために創設され、若しくは維持される社会事業サービス（所得に関する保障又は保険、社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育及び公営住宅）への投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十四	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
	内国民待遇（第八・十六条）
概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

十五	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要	1　日本国は、ＴＰＰ協定（注）を除く全ての二国間又は多数国間の協定であって、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたもの（以下この項において「既存の協定」という。）に基づき第三国に対して何らかの待遇を与える義務を負う場合には、欧州連合のサービス提供者、サービス提供者、企業又は企業家に対し、当該第三国のサービス提供者、企業又は企業家に与える待遇よりも不利な待遇（程度のいかんを問わない。）を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 注　この留保の適用上、「ＴＰＰ協定」とは、二千十六年二月四日にオークランドで署名された環太平洋パートナーシップ協定又はサービス及び投資に関連するその他の国際協定（次の(a)及び(b)の要件を満たすものに限る。）をいう。 (a)　サービス、サービス提供者、企業又は企業家に対し、二千十六年二月四日にオークランドで署名された環太平洋パートナーシップ協定と実質的に同等の自由化及び保護を与えるもの (b)　日本国、オーストラリア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、マレーシア、ベトナム、カナダ、メキシコ、ブルネイ・ダルサラーム国及びチリの全ての国によって署名されるもの 2　1に規定する日本国の権利が妨げられない限り、ＴＰＰ協定がこの協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に効力を生ずる場合には、日本国が既存の協定の締約国となり、引き続き締約国であり、又は締約国でなくなるかどうかとは無関係にＴＰＰ協定に基づきＴＰＰ協定の締約国（注1）のサービス提供者、企業又は企業家に対して与えられる待遇（同様の状況にある欧州連合のサービス提供者、対象企業又は企業家に対し、当該待遇よりも不利でない待遇を与える。（注2） 注1　この留保の適用上、「ＴＰＰ協定締約国」とは、ＴＰＰ協定が効力を生じている国又は独立の関税地域をいう。 注2　この留保の対象には、1に規定する既存の協定の枠組みの下におけるその後の見直し、改正又は企業又は企業家に対する何らかの待遇が新たに与えられる場合には、当該見直し、改正又は自由化を含まない。 3　日本国は、二国間又は多数国間の協定（既存の協定及びＴＰＰ協定を除く。）に基づき各国に対して異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　漁業 (b)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置	

十六	
分野	農業
小分野	酪農業
産業分類	肉用牛生産業 ＪＳＩＣ　〇一一一　酪農業 ＪＳＩＣ　〇一一二　肉用牛生産業